

ジェイティービー健康保険組合高額療養費支給手続規程

(平成13年3月14日健保名称変更)

(目 的)

第1条 この規程は、施行規則第109条に基づき高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(請求形式)

第2条 高額療養費は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書を組合で受領したとき、また療養費・第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を健保組合で受領したときにそれぞれ被保険者より請求があったものとみなす。

ただし、健康保険法施行令第41条第5項に該当する者は、健保組合の所定の様式に所要事項を記入のうえ申し出するものとする。

(支給時期)

第3条 高額療養費は、毎月20日に支給する。

(支給方法)

第4条 高額療養費の支給は、銀行振込もしくは現金により支給する。

附 則

1.この規程は昭和63年8月1日から施行する。

なお、昭和48年10月1日施行の「日本交通公社健康保険組合高額療養費支給手続規程」は昭和63年7月31日限り廃止する。

2.法改正（平成14年法律第102号）により、第1条「施行規則第69条」を「施行規則111条」に、第2条「令79条4項」を「令41条5項」にそれぞれ変更。